2　新令第二十五条の五第二項及び第二十五条の七第二項の規定は、施行日以後に租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下「改正法」という。）第四条の規定による改正後の相続税法第四十七条第二項又は第四十八条の二第二項の規定による申請書の提出をする場合について適用し、施行日前に改正法第四条の規定による改正前の相続税法第四十七条第二項又は第四十八条の二第二項の規定による申請書の提出をした場合については、なお従前の例による。

財務大臣　安住　淳
内閣総理大臣　野田　佳彦

消費税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百三号

消費税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）別表第一第六号ト及び第七号の規定に基づき、この政令を制定する。

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第八号中「及び障害児施設医療費」を「並びに肢体不自由児通所医療費及び障害児入所医療費」に改め、「（知的障害児通園施設への入所措置を除く。）」を削る。

第十四条の二第一項中「第十二号」を「第十三号」に改め、同条第三項第二号中「第八条第十六項から第二十一項までに規定する」を「第八条第十五項から第二十二項までに規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に、「及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」を「、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス」に、「第十二号」を「第十三号」に、「夜間対応型訪問介護等」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護等」に改め、同項第三号中「夜間対応型訪問介護等」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護等」に改め、同項第四号中「施設サービス」の下に「及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項（健康保険法等の一部改正に伴う経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の規定に基づく施設介護サービス費又は特例施設介護サービス費の支給に係る介護療養施設サービス」を加え、同項第五号及び第七号中「第十二号」を「第十三号」に改め、同項第十二号中「夜間対応型訪問介護等」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護等」に改め、「介護予防認知症対応型通所介護等並びにこれらに相当するサービス（厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものに限る。）」の下に「並びに健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第九十一条（生活保護法の一部改正）の規定による改正前の生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護（同条の規定による改正前の生活保護法第十五条の二第一項第四号（介護扶助）に掲げる施設介護のうち同条第四項に規定する介護療養施設サービスに限る。）」を加え、同号を同項第十三号とし、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十二　介護保険法の規定に基づく地域支援事業として要支援者又はこれに類する者に対して行われる介護予防・日常生活支援総合事業に係る資産の譲渡等（介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスのうち市町村が定めるものその他の厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものに限る。）

第十四条の二第四項を次のように改める。

4　法別表第一第七号ロに規定する政令で定めるものは、同号イの規定に該当する資産の譲渡等とする。

第十四条の三第四号中「障害者自立支援法」の下に「（平成十七年法律第百二十三号）」を、「知的障害者福祉法」の下に「（昭和三十五年法律第三十七号）」を加え、同条第五号中「社会福祉法」の下に「（昭和二十六年法律第四十五号）」を加え、同条第六号中「、児童デイサービス」を削る。

附　則

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

財務大臣　安住　淳
内閣総理大臣　野田　佳彦

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百四号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）の施行に伴い、並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第二条の二第四項及び第十一条第十四項の規定に基づき、この政令を制定する。

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第三項中「第十一条」を「第十一条の三」に改める。

本則に次の一条を加える。

（相手国等の租税の徴収の共助）

第七条　国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第十一条、第十五条第二項（第三号及び第五号を除く。）及び第三項、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第三十七条、第三十九条並びに第四十三条並びに国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）第四条第一項及び第三項、第五条、第五章（第二十四条第四項（同条第六項及び同令第三十二条において準用する場合を含む。）、第三十七条、第四十二条及び第四十三条を除く。）並びに第七十条の規定は、法第十一条第四項の規定により国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）及び国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の規定を準用する場合について準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げるこれらの政令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。